

改めて 同和問題 (部落差別) について考えてみませんか



公益財団法人 人権教育啓発推進センター
Center for Human Rights Education and Training

法務省の人権擁護機関では、同和問題(部落差別)やえせ同和行為を含む、様々な人権問題についての相談を受け付けています。



みんなの人権110番

ゼロゼロみんなのひやくとおばん

0570-003-110



インターネット相談窓口

<http://www.jinken.go.jp/>



同和問題(部落差別)に関する人権啓発資料

■法務省人権擁護局ホームページ

【同和問題とは】

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

■YouTube「法務省チャンネル」

<https://www.youtube.com/MOJchannel>

【同和問題に関する動画】

人権啓発教材 人権アーカイブシリーズ

同和問題～過去からの証言、未来への提言～

https://youtu.be/p3Nonb_nSIE

同和問題 未来に向けて

<https://youtu.be/TqRMVdVtoss>



■えせ同和行為対応の手引

<http://www.moj.go.jp/content/000122217.pdf>

■人権ライブラリー

<http://www.jinken-library.jp/>

人権イメージ
キャラクター



人KENまる君

人KENおゆみちゃん

このリーフレットに関するお問合せ

公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802(代表) / FAX 03-5777-1803

URL <http://www.jinken.or.jp>

同和問題(部落差別)に関する様々な人権問題が今なお起きています。

事例1 結婚・就職等における差別

同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取扱いを受けるなどの事案が発生しています。



事例3 差別につながる身元調査等

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、不当な差別的取扱いにつながりかねないものです。



事例2 差別落書き等

同和問題に関する差別的な落書きがされたり、ビラがまかれるといった事案が発生しています。



特に近年は、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除されることが難しいため、問題となっています。

事例4 えせ同和行為

「えせ同和行為」は、同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額の本を売りつけたり、寄附金を強要するなどの行為です。

こうした行為は、同和地区出身者等に対する偏見を助長し、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。



同和問題とは

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28(2016)年12月16日から施行されました。

部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年法律第109号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議 (平成28年11月16日 衆議院法務委員会)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議 (平成28年12月8日 参議院法務委員会)

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。